

空家等対策の推進に関する 特別措置法の一部を改正する法律が 令和5年12月13日より 施行されました。



空き家は放置せず、「**活かす**」・「**見守る**」・「**仕舞う**」で住みよい街に。
活用 管理 除却

特定空家に加えて管理不全空家も指導・勧告の対象となりました。



管理不全空家

窓や壁が
破損しているなど、
管理が不十分な状態。



特定空家

そのまま
放置すると倒壊等の
恐れがある状態。



市からの指導に従わず、勧告を受けてしまうと固定資産税の軽減措置が受けられなくなります。

固定資産税等の軽減措置の対象外

空き家の対処に困ったら、早めに市の窓口、または不動産・相続などの専門家へ相談を。

- 長野市 空き家 総合相談窓口： 建築指導課 空き家対策室 026-224-8901
- 長野市 空き家バンク相談窓口： 移住推進課 移住・定住相談デスク 026-224-7721



空き家対策に関する情報はホームページをご覧ください。



空き家対策 国土交通省



空き家対策 長野市